

17 農業集落排水計画設計士試験及び登録に関する規程

(総則)

第1条 この規程は、農業集落排水計画設計士試験（以下「試験」という。）及び登録について、必要な事項を定める。

2 この試験及び登録は、農業集落排水事業の円滑かつ適正な推進を図るため、農業集落排水施設の計画、設計等に係る技術水準の向上と専門技術者の育成、確保を目的として実施する。

(試験の方法)

第2条 試験は、隔年で行うものとする。

2 試験は、農業集落排水施設の計画、設計等に関して必要とされる専門的知識及び技術について行う。

(受験資格)

第3条 試験を受験する資格を有する者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学若しくは旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において農業土木学、土木工学、衛生工学又はこれらに準ずる学科(以下「指定学科」という。)の課程を修めて卒業した者で、卒業後、農業集落排水施設の計画及び設計に関する業務に従事した期間を通算した期間(以下「指定業務の経験期間」という。)が3年以上に達するもの
- (2) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、指定業務の経験期間が4年以上に達するもの
- (3) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第61号)による中等学校において、指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、指定業務の経験期間が5年以上に達するもの
- (4) 浄化槽管理士免状所有者
- (5) 浄化槽設備士免状所有者
- (6) 指定業務の経験期間が6年以上に達する者

(試験委員会)

第4条 試験問題の作成、合否判定その他試験の実施に関し必要な事項を審議

させるため、農業集落排水計画設計士試験委員会（以下「試験委員会」という。）を置く。

（試験の秘密保持）

第5条 試験委員会の委員、試験担当者その他試験に関する事務に従事する者で、試験に関する秘密事項を取り扱うもの（以下「試験関係者」という。）は、その取扱いに係る秘密事項を当該事項に係る試験関係者以外の者に知らせてはならない。その取扱いに係る秘密事項の立案過程においても、同様とする。

（職員等の受験制限）

第6条 一般社団法人地域環境資源センター（以下「センター」という。）の職員は、試験を受験することはできないものとする。

2 センターの職員であった者で、センター在職中に試験関係者であった者は、その直接関与した試験については受験することはできないものとする。

（合格の取消し等）

第7条 不正の方法により試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その受験を禁止するものとする。

2 合格者の決定後、受験に不正があったこと、又は受験資格がないことが判明した者については、その合格の決定を取り消すものとする。

（登録）

第8条 農業集落排水計画設計士名簿（以下「名簿」という。）を備え、農業集落排水計画設計士の登録を行う。

2 登録を受けることのできる者は、試験に合格した者とする。

3 登録の有効期間は、試験に合格した年度末から5年間とし、有効期間満了前において更新することができる。

4 更新を行わない者は、名簿から削除する。

（その他）

第9条 この規程に定めのない事項は、理事長が別途定める「農業集落排水計画設計士試験及び登録に関する細則」による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成12年5月16日から施行する。

(試験実施規程及び登録実施規程の廃止)

第2条 農業集落排水計画設計士試験実施規程（平成3年12月3日施行）及び農業集落排水計画設計士登録実施規程（平成3年12月3日施行）は、廃止する。

(従前の農業集落排水計画設計士に関する経過措置)

第3条 この規程の施行の際、農業集落排水計画設計士試験実施規程（平成3年12月3日施行）及び農業集落排水計画設計士登録実施規程（平成3年12月3日施行）に基づき現に農業集落排水計画設計士である者は、この規程による農業集落排水計画設計士とみなす。

附 則

この規程は、農林水産大臣の定款変更認可の日（平成16年7月1日）から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人地域環境資源センター設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月30日から施行する。